

目次

第1章	総則	5
第1条	適法範囲	5
第2条	適用対象	5
第3条	用語解説	5
第4条	契約による海外派遣ベトナム人労働者に対する国家の政策	5
第5条	契約によるベトナム人海外派遣の形式	6
第6条	契約による海外派遣ベトナム人労働者の権利及び義務	6
第7条	契約によるベトナム人労働者海外派遣における禁止行為	7
第2章	契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業及び事業体	8
第1節	契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業	8
第8条	契約によるベトナム人労働者海外派遣事業	8
第9条	契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の内容	8
第10条	契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の許可書の発行	8
第11条	契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の許可書	9
第12条	許可書の発行の申請書類、手続き及び手数料	9
第13条	許可書の情報の変更	10
第14条	許可書の再発行	10
第15条	許可書の公表、掲示	10
第16条	許可書の返却、撤回	10
第17条	派遣企業の支店に対する業務の委任	11
第18条	労働資源の準備	11
第19条	労働資源の準備の通知	12
第20条	労働者提供契約	12
第21条	労働者提供契約の登録	13
第22条	ベトナム人労働者海外派遣契約	13
第23条	仲介契約及び仲介契約による仲介料	13
第24条	手数料	14
第25条	派遣企業の預託金	14
第26条	労働者の預託金	14
第27条	派遣企業の権利及び義務	15
第28条	許可書の返却又は撤回の場合における派遣企業の責任	16
第29条	解散の場合における派遣企業の責任	17
第30条	破産の場合における派遣企業の責任	17

第31条	ベトナム人労働者海外派遣をする工事・プロジェクトの落札又は請負の企業に対する条件.....	18
第32条	ベトナム人労働者海外派遣に関する報告.....	18
第33条	ベトナム人労働者を海外へ派遣する工事・プロジェクトの落札・請負企業の権利及び義務.....	19
第3節	ベトナム人労働者海外派遣を実施する海外へ投資する組織、個人.....	19
第34条	ベトナム人労働者の海外派遣をする外国へ投資するベトナム組織・個人に対する条件	20
第35条	契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する報告.....	20
第36条	ベトナム人労働者の海外派遣を実施する海外へ投資するベトナム組織・個人の権利及び義務.....	20
第37条	技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業に対する条件	21
第38条	実習労働者受入契約、職業訓練契約.....	21
第39条	実習労働者受入契約の登録.....	22
第40条	実習労働者受入契約の登録書類.....	22
第41条	技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業の権利及び義務	22
第5節	ベトナム人労働者海外派遣を実施する事業体.....	23
第42条	契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する事業体に対する条件	23
第43条	契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する事業体の権利及び義務	24
第3章	契約による海外派遣ベトナム人労働者.....	25
第1節	派遣企業、事業体、又は海外へ投資する組織・個人との契約により海外へ派遣されるベトナム人労働者.....	25
第44条	派遣企業、事業体、海外へ投資する組織・個人との契約により海外へ派遣されるベトナム人労働者に対する条件.....	25
第45条	契約による海外派遣ベトナム人労働者の書類.....	25
第46条	派遣企業により海外へ派遣される労働者の権利及び義務.....	25
第47条	海外における工事・プロジェクトの落札若しくは請負企業、又は海外へ投資するベトナム組織・個人により海外へ派遣されるベトナム人労働者の権利及び義務	26
第48条	技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣を実施する企業により海外へ派遣される労働者の権利及び義務.....	26
第49条	事業体により海外へ派遣される労働者の権利及び義務.....	26

第2節	個人労働契約による海外派遣ベトナム人労働者	27
第50条	個人労働契約による海外派遣ベトナム人労働者に対する条件	27
第51条	労働者の権利及び義務	27
第52条	労働契約	27
第53条	労働契約登録の書類及び手続き	28
第54条	出国後の労働契約の締結	28
第3節	契約による海外派遣ベトナム人労働者の保証	28
第55条	保証者に対する条件	28
第56条	保証範囲	28
第57条	保証義務の履行期間	29
第58条	保証契約	29
第59条	保証義務履行の担保措置	29
第4節	帰国後の労働者に対する政策	30
第60条	就職の支援	30
第61条	社会へと受け込みの支援	30
第4章	労働者に対する職業訓練、外国語教育、志向的教育	30
第62条	職業訓練、外国語教育、志向的教育の実施の目的	30
第63条	契約による海外派遣ベトナム人労働者に対する職業訓練、外国語教育	30
第64条	職業訓練機関に対する政策	30
第65条	志向的教育	30
第5章	海外労働助成基金	31
第66条	海外労働助成基金	31
第67条	海外労働助成基金の目的及び任務	31
第68条	海外労働助成基金の形成及び利用原則	32
第6章	契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する国家管理	32
第69条	契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する国家管理の内容	32
第70条	契約による海外派遣ベトナム人労働者に関する国家管理責任	33
第71条	海外におけるベトナム外交代表機関、領事代表機関の責任	33
第72条	契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する審査	33
第7章	紛争解決及び違反処分	33
第73条	紛争解決	33
第74条	違反処分	34
第8章	施行条項	34
第75条	ベトナム人労働者海外派遣事業の許可書が発行された企業に対する条項	34
第76条	職業法第38条2項の修正・追加	34

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-law.com

第 77 条 施行効力.....	34
第 78 条 詳細規定、施行案内.....	35

第14期国会常務委員会第46回会議において意見を聴取する草案

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、

国会は、契約によるベトナム人労働者海外派遣法（改正法）を発効する。

第1章 総則

第1条 適法範囲

本法は、契約による海外派遣ベトナム人労働者及び契約によるベトナム人労働者海外派遣に関与する企業・事業体・組織・個人の権利、義務及び責任、労働者に対する職業の訓練、外国語教育及び志向的教育の実施、海外労働助成基金、帰国後の労働者に対する政策、並びに、契約によるベトナム人労働者海外派遣分野における国家管理及び国際協力について規定する。

第2条 適用対象

1. 契約による海外派遣ベトナム人労働者
2. ベトナム人労働者海外派遣を実施する企業
3. 契約によるベトナム人労働者海外派遣の実施の任務を与えられた省庁、省庁同格機関又は政府所属機関に所属する事業体
4. 省レベル又は中央直轄市の人民委員会委員長により設立される雇用サービスセンター
5. 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関与する機関、組織及び個人

第3条 用語解説

本法において、以下に掲げる用語は、以下のとおりに理解される。

1. 契約による海外派遣ベトナム人労働者とは、満18歳のベトナム公民で、ベトナムに居住し、本法の定めるところにより海外へ派遣される者をいう。
2. 海外における使用者とは、ベトナム人労働者を直接雇用し、労働契約に基づいて海外で当該者の下で労働に従事させる企業、組織又は個人をいう。
3. 労働者受入海外側とは、海外における使用者、雇用サービス組織をいう。
4. 差別とは、人種、皮膚の色、国家又は社会的身分、民族、性別、年齢、妊娠出産の有無、婚姻の有無、宗教、信仰、思想、障害、家族の責任を理由にした差別、除外又は優先する行為であり、雇用又は職業の機会に関する平等に影響を与えるものをいう。
ある業務に特有の要求により生じる区別、除外又は優先、及び弱者である労働者の雇用を維持又は保護するための行為は、差別ではないものとみなす。
5. 労働の強要とは、労働者の意に反して労働に従事しなければならないように強制するため、暴行を加え、暴行すると脅し又はその他の手段を用いることをいう。

第4条 契約による海外派遣ベトナム人労働者に対する国家の政策

1. 職業法の定めるところにより、海外派遣ベトナム人労働者に対する支援政策を実施すること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

2. 契約による海外派遣ベトナム人労働者の適法な権利及び利益を保護すること。
3. 新たな労働市場、労働者に高収入をもたらす市場、海外派遣ベトナム人労働者の熟達、職業技能を向上させる職種・業種を有する市場の拡大における国際協力を強化すること。
4. 契約によるベトナム人労働者海外派遣における男女平等の確保、ジェンダーに敏感な業務及び職場において勤務する女性派遣労働者を保護するための措置を講じること。
5. 帰国するベトナム人労働者の知識、専門職業技能を活かすためにスタートアップ・仕事の創出を支援し、及び家族及び社会に受け入れるために、自発的な社会心理的カウンセリングサービスへのアクセスを支援すること。

第5条 契約によるベトナム人海外派遣の形式

1. 国際条約・協定を実施するために以下のものを含む公的事業者と締結される労働者海外派遣契約による。
 - a) 省庁、省庁同格機関、政府所属機関に所属する公的事業者
 - b) 省レベル又は中央直轄市人民委員会委員長により設立される雇用サービスセンター
2. 以下のものを含む企業、組織又は個人と締結される契約又は書面による合意による。
 - a) 契約によるベトナム人海外派遣事業を実施するベトナム企業
 - b) 海外における工事・プロジェクトの落札又は請負するベトナム企業
 - c) 海外において職業技能実習のために労働者を海外へ派遣するベトナム企業
 - d) 海外へ投資するベトナム組織又は個人
3. 労働者が直接に締結する労働契約による。

第6条 契約による海外派遣ベトナム人労働者の権利及び義務

1. 契約による海外派遣ベトナム人労働者は以下の権利を有する。
 - a) 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関するベトナムの法令・政策、労働者受入国の法令・慣習、及び契約による労働者海外派遣における当事者の権利・義務についての情報を提供されること、並びに、労働契約又は技能実習契約に定める権利・利益を享受できるように助言・支援を受けること。
 - b) 労働契約に定める賃金、健康診断・治療、社会保険、及びその他の権利・利益を享受すること、並びに、ベトナム及び受入国の法令の定めるところにより賃金、報酬、収入及びその他の財産をベトナムへ送ること。
 - c) 契約による海外派遣期間中に、ベトナムの法令、受入国の法令及び国際法・慣習の定めるところにより、正当な権利及び利益を保護されること。
 - d) 虐待、セクシャルハラスメント若しくは労働の強要を受け、又は労働者の生命・健康に直接に脅威を与えた場合、労働契約を一方的に終了すること。
 - d) 海外労働助成基金による各権利を享受すること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- e) ベトナムと受入国又は地域が社会保険条約又は二重課税排除条約を締結している場合、ベトナム及び受入国又は地域において社会保険又は個人所得税を2回納付する必要がないこと。
 - g) 契約によるベトナム人労働者海外派遣における違法行為に対して不服申立又は訴訟をすること。
 - h) 帰国後、就職又はスタートアップに関する助言、支援を受けること。
2. 契約による海外派遣ベトナム人労働者は、以下の義務を有する。
- a) ベトナム及び受入国の法令を遵守すること。
 - b) ベトナムの伝統的な文化を維持、発展し、労働者の受入国の習慣を尊重し、並びに受入国の労働者及びその他の国の労働者と団結すること。
 - c) 積極的に職業の訓練、外国語の学習、及び関連のある法令のリサーチをし、並びに、派遣前に志向的教育を受けること。
 - d) 本法の定めるところにより、契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業又は事業体に海外派遣に関する費用を支払うこと。
 - d) 定められた勤務地で勤務し、勤務地の就業規則を遵守し、及び、海外における使用者による管理・指揮・監督に従うこと。
 - e) 受入国の法令の定めるところにより、労働契約又は技能実習契約が終了した後に定められる期限内に帰国し、及び締結された労働契約に違反した場合に発生する損害を賠償すること。
 - g) ベトナムの法令の定めるところにより社会保険に加入し、個人所得税を納付し、及び受入国の法令の定めるところにより各種の保険に加入すること。
 - h) 法令の定めるところにより海外労働助成基金に納付すること。

第7条 契約によるベトナム人労働者海外派遣における禁止行為

- 1. 契約によるベトナム人労働者海外派遣を悪用し、ベトナム人を不適法に海外へ送り出すこと。
- 2. 本法の定めるところにより管轄機関より許可を得ていない間に労働者を海外へ派遣すること。
- 3. ベトナム人労働者が海外に滞在することを強制し、誘惑し、勧誘すること。
- 4. 契約によるベトナム人労働者海外派遣において労働者、企業又は事業体に対して妨害を与えること。
- 5. 契約によるベトナム人労働者海外派遣において差別又は労働の強要をすること。

6. 国家安全保障、社会秩序と安全、社会道徳に反し若しくは労働者及び公共の健康を侵害し又は受入国により許可されていない契約によるベトナム人労働者海外派遣を実施すること。

労働社の海外派遣を許可されない職種及び地域は本法附録1の定めるところによる。

7. 労働者海外派遣を実施するために、他の企業の許可書の使用又は他者への許可書の貸与。
8. 本法に違反して、企業の付属事業所に対して契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の実施を委任すること。
9. 海外派遣労働者の選定、教育を悪用し、不適法に労働者から費用を徴収すること。
10. 海外で不法滞在をすること。
11. 本法に定める預託及び保証を除き、その他の義務履行の担保措置を適用すること。
12. 本法に定める条件を満たさない企業に対して労働者海外派遣事業の許可書を発行すること。

第2章 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業及び事業体

第1節 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業

第8条 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業

1. 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業は、条件付きの分野・業種であり、労働・傷病兵・社会省により発行される契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の許可書を有するベトナム企業のみにより実施される。
2. 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施するベトナム企業（以下、「派遣企業」という。）は、発行された許可書に従い事業を行う全期間に、本法第10条に定める条件を満たすことを維持し、政府の定めるところにより労働者受入市場毎の条件を満たさなければならない。

第9条 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の内容

1. 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する各種の契約を締結し、履行すること。
2. 海外における就職機会に関する情報提供、広告、相談を実施すること。
3. 労働資源の準備及び労働者の選定。
4. 海外派遣前に、労働者に対して職業の訓練、外国語の教育及び志向的教育を実施すること。
5. 契約による海外派遣ベトナム人労働者を管理し、及び当該者の適法な権利・利益を保護すること。
6. 契約による海外派遣ベトナム人労働者に対する政策、制度を実施すること。
7. 契約による海外派遣ベトナム人労働者と労働者海外派遣契約を終了させること。

第10条 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の許可書の発行

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

企業は、以下の条件を満たす場合、契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の許可書を発行される。

1. 5,000,000,000 ベトナムドン（五十億ベトナムドン）以上の法定資本を有すること、及び全ての所有者、会社員、株主は、投資法の定めるところより国内投資家であること。
2. 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の実施のために預託していること。
3. ベトナム公民であり、大学以上の学位を有し、国家安全侵害罪の犯罪履歴がなく、刑事責任を追及されず、及び契約によるベトナム人労働者海外派遣又は雇用サービスの分野において少なくとも5年の勤務経験を持っている法定代表者がいること。
4. 本法第9条の定める契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の内容を実施するために必要な専門職員が十分にいること。
5. 契約による海外派遣ベトナム人労働者に対して志向的教育を実施するために必要な物的施設を有すること。
6. ウェブサイトを有すること。
7. 政府は、本条第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項に定める内容を詳細に規定する。

第11条 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の許可書

1. 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の許可書（以下「許可書」という。）は以下の内容を含む。
 - a) 許可書の番号
 - b) 許可書の発行日、有効期間
 - c) 企業名称
 - d) 企業コード
 - d) 本社所在地
 - e) 電話番号
 - g) ウェブサイト
2. 許可書は、本法第13条及び第14条の定めるところにより変更され、再発行される。

第12条 許可書の発行の申請書類、手続き及び手数料

1. 許可書の発行の申請書類は以下のものを含む。
 - a) 企業による許可書発行の申請書
 - b) 企業登録証明書の写し
 - c) 本法第10条に定める条件を満たすことを証明できる書類

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

2. 適法な書類を受領した日から 20 営業日以内に、労働・傷病兵・社会省が審査をし、企業に対して許可書を発行する。許可書の発行を拒否する場合、労働・傷病兵・社会省はその理由を明確に記載した書面により回答しなければならない。
3. 許可書発行の手数料は、費用及び手数料に関する法令の定めるところによる。
4. 政府は、許可書発行の申請書、許可書及び本条第 1 項第 c 号に定める各種の書類の様式、並びに、契約によるベトナム人労働者海外派遣における許可書の発行、企業登録及び電子通信ネットワークに通じる企業登録において、各機関の協力について規定する。

第13条 許可書の情報の変更

1. 発行された許可書に記載されている情報に関する変更があった場合、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に対して、当該許可書の情報変更の申請書を提出する。
2. 派遣企業による申請書を受領した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会省は、許可書に記載される情報を変更する。
3. 許可書に記載される情報を変更する場合、派遣企業は手数料を納付する必要はない。

第14条 許可書の再発行

1. 許可書が紛失、焼失又は損傷した場合、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に許可書再発行の申請書を提出する。
2. 派遣企業による申請書を受領した日から 5 営業日以内に、労働・傷病兵・社会省は、許可書を再発行する。
3. 許可書の再発行を申請する場合、派遣企業は手数料を納付する必要はない。

第15条 許可書の公表、掲示

1. 許可書を発行、更新、再発行又は変更された日から 10 日以内に、労働・傷病兵・社会省は、当該機関のウェブサイト当該許可書を掲載し、これらの情報を経営登記機関に通知する。
2. 許可書を発行、更新、再発行又は変更された日から 30 日以内に、派遣企業は、本社所在地において当該許可書の写しを掲示し、当該派遣企業のウェブサイトに掲載しなければならない。

第16条 許可書の返却、撤回

1. 派遣企業は、以下の場合において、労働・傷病兵・社会省に許可書を返却しなければならない。
 - a) 営業活動を中止した場合。
 - b) 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を中止した場合。
2. 派遣企業は、以下の場合において許可書を撤回される。
 - a) 許可書申請書類に記載される内容。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- b) 本法第 10 条に定めるいずれの条件を満たさなくなった場合。
 - c) 自然災害、疫病及び戦争の場合を除き、24 カ月以内に労働者を海外へ派遣しなかった場合。
 - d) 本法第 7 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項及び第 9 項に違反した場合、又は本法第 27 条第 2 項第 c 号、第 g 号、第 h 号及び第 k 号に定める義務を十分に履行しなかったことにより労働者に対して重大な物質的・精神的損害を与えた場合。
 - d) 権限を有する者により契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を一時的に停止される期間内に、労働者海外派遣を実施した場合。
3. 労働・傷病兵・社会省は、許可書の撤回を決定し、労働・傷病兵・社会省のウェブサイトにおける許可書の撤回及び返却を公表し、並びに、これらの情報を経営登記機関に通知する。

第17条 派遣企業の支店に対する業務の委任

- 1. 派遣企業の支店は、以下の条件を満たす場合においてのみ、契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施することができる。
 - a) 派遣企業により労働者海外派遣事業の実施を委任されること。
 - b) 支店長は、大学以上の学位を有し、契約によるベトナム人労働者海外派遣又は雇用サービスの分野において少なくとも 5 年の勤務経験を有する者であること。
 - c) 本法第 10 条第 4 項の定めるところにより、専門職員がいること。
 - d) 海外派遣前の労働者に対する志向的教育の実施を委任される場合、本法第 10 条第 5 項に定める物的施設を有すること。
- 2. 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の実施を委任される支店は、以下の活動を行ってはならない。
 - a) 労働者提供契約、仲介契約及びベトナム人労働者海外派遣契約の締結
 - b) 労働者から手数料及び預託金を徴収すること。
- 3. 派遣企業は、契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の実施を 3 支店以上に委任してはならない。
- 4. 派遣企業は、契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の実施を支店に委任した日から 15 日以内に、労働・傷病兵・社会省に書面により通知しなければならない。
- 5. 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の実施を委任される支店は、支店の所在地において派遣企業による事業実施委任の決定及び派遣企業の許可書の写しを掲示しなければならない。

第18条 労働資源の準備

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

1. 労働者受入海外側から要求があり、又は労働者受入海外側と年間協力計画を有する場合、労働者提供契約を登録する前に、派遣企業は労働資源を準備する。この場合、派遣企業は、本法第 19 条の定めるところにより労働・傷病兵・社会省に通知しなければならない。
2. 労働資源の準備は、以下のとおりに実施される。
 - a) 労働者の選定の実施
 - b) 必要な場合、労働者が労働者受入先の採用条件を満たすために、労働者に対して職業の訓練及び外国語の教育を実施すること。
3. 派遣企業は、直接又は職業訓練・教育機関及び雇用サービス組織と連携し、労働者に対して職業の訓練、外国語の教育を実施し、法令の定めるところにより教育費用を徴収する。

第19条 労働資源の準備の通知

1. 派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に、労働資源の準備の通知書及び以下の書類を提出する。
 - a) 労働者受入海外側との間の年間協力計画又は提案書及びそのベトナム語翻訳版
 - b) 労働者数、労働資源の準備方法及び期間の内容を含む労働資源の準備計画
 - c) 労働者を海外へ派遣するために採用するとの誓約
2. 労働・傷病兵・社会省に労働資源の準備の通知書を送付した日から 10 営業日以内に、労働・傷病兵・社会省が書面により意見を示さなかった場合、派遣企業は労働資源の準備を実施することができる。
3. 労働・傷病兵・社会省大臣が本条第 1 項第 b 号を詳細に規定する。

第20条 労働者提供契約

1. 労働者提供契約とは、ベトナム派遣企業と労働者受入海外側との間の書面による合意であり、ベトナム人労働者の提供及び受入に関する条件及び両当事者の権利・義務を規定するものである。
2. 労働者提供契約は、ベトナムの法令及び受入国の法令に適合し、並びに、以下の内容を含まなければならない。
 - a) 契約期間
 - b) 海外派遣労働者の数、派遣業種・職種、年齢
 - c) 勤務地
 - d) 勤務条件・環境
 - d) 勤務時間、休憩時間
 - e) 労働安全・保護

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- g) 賃金、報酬、その他の待遇、賞与（ある場合）、時間外労働の割増賃金（特に家事手伝い業務に従事する労働者）、及び受入国の法令の定めるところにより賃金からの控除
 - h) 住居・生活条件
 - i) 出産にあたるヘルスケアを含む健康診断、治療
 - k) 社会保険
 - l) 契約期間満了前の解約の条件及び損害賠償責任
 - m) ベトナムから受入国への往復の旅日の支払い責任
 - n) 海外派遣期間中に困難に直面した場合（労働災害、死亡等）における両当事者の責任
 - o) 紛争解決メカニズム、手続き
 - p) 法令又は社会道徳に反しないその他の合意
3. 労働・傷病兵・社会省は、当事者が労働者提供契約の内容について合意するための基礎として、労働市場毎の最低要件をガイドラインにより定める。

第21条 労働者提供契約の登録

1. 派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に労働者提供契約を登録する。労働・傷病兵・社会省より承認書を発行された後にのみ当該労働者提供契約を実施することができる。
2. 労働者提供契約の登録申請書類は以下のものを含む。
 - a) 労働者提供契約の登録申請書
 - b) 労働者提供契約の写し及びそのベトナム語翻訳版
 - c) ベトナム人労働者海外派遣が労働者の受入市場の基本的な条件を満たし、労働者受入国の法令、業種に適合することを証明できる書類
3. 適法な書類を受領した日から6営業日以内に、労働・傷病兵・社会省は企業に書面により回答する。承認を拒否した場合、労働・傷病兵・社会省は、その理由を明確に示さなければならない。
4. 政府は、本条第2項第c号を詳細に規定する。

第22条 ベトナム人労働者海外派遣契約

1. ベトナム人労働者海外派遣契約は、ベトナム派遣企業とベトナム人労働者との間の書面による合意であり、ベトナム人労働者海外派遣における両当事者の権利及び義務を規定するものである。
2. ベトナム人労働者海外派遣契約は、労働者提供契約の内容と合致し、両当事者の権利及び義務を明確に規定し、及び労働者より徴収する手数料を明確に記載するものでなければならない。
3. 労働・傷病兵・社会省は、ベトナム人労働者海外派遣契約の様式を規定する。

第23条 仲介契約及び仲介契約による仲介料

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

1. 仲介契約は、派遣企業と仲介組織・個人との間の書面による合意であり、ベトナム法令及び受入国の法令の定めるところにより労働者提供契約を締結するために、ベトナム人労働者受入海外側を紹介することを規定するものである。
2. 両当事者は、仲介契約において仲介料を合意することができるが、本条第3項に定める上限を超えてはならない。
3. 労働・傷病兵・社会省大臣は、財務省大臣と意見を統一した後に、労働者受入市場毎及び派遣される業種・職種・業務に応じた仲介契約による仲介料の上限を規定する。

第24条 手数料

1. 手数料は、ベトナム及び受入国の法令に従い契約によるベトナム人労働者海外派遣を実施するために、労働者及び労働者受入海外側から徴収する金員である。
2. 派遣企業は、管轄機関より承認された登録済み契約に従い、かつベトナム人労働者海外派遣契約を締結した後にのみ、労働者から手数料を徴収することができる。
3. 労働者がベトナム人労働者海外派遣契約の全期間分の手数料を支払ったが、労働者の責めに帰することができない事由により契約期間満了前に帰国しなければならなかった場合、派遣企業は、労働者にベトナム人労働者海外派遣契約の残存期間に応じた手数料及び金利を支払わなければならない。
4. 労働者受入海外側が派遣企業に手数料を支払った場合、手数料の上限から海外の労働者受入先から徴収した手数料の金額を引いた分に相当する金額のみを労働者から徴収することができる。
5. 労働・傷病兵・社会省大臣が、財務省大臣と意見を統一した後に、各時期において市場毎に応じた派遣企業が労働者から徴収できる手数料の上限を規定する。

第25条 派遣企業の預託金

1. 派遣企業の預託金は、ベトナム人労働者海外派遣事業において派遣企業が義務を履行しなかった、又は十分に履行しなかったことにより発生する問題を解決するために、管轄機関の要求によりのみ使用される。
2. 本法第30条第3項第b号の定めるところにより、派遣企業が破産した場合、管轄国家機関が譲渡の時点までに、労働者に対して発生する債務を弁済するために使用される。銀行手数料を引いた後に、預託金が残存する場合、派遣企業は、破産に関する法令の定めるところにより、その他の債務の弁済のために当該残存預託金を使用することができる。
3. 政府は、本条第1項及び第2項に定める預託金の管理及び使用、並びに、派遣企業が破産し及び許可書の返却・撤回・更新の拒否を詳細に規定する。

第26条 労働者の預託金

1. 労働者は、ベトナム人労働者海外派遣契約の履行を保証するために、預託について派遣企業と合意することができる。
2. 労働者は、派遣企業が労働者のために開設した商業銀行における口座に預託する。
3. ベトナム人労働者海外派遣契約が終了する際に、預託金の元本及び金利は労働者に返還される。
4. 派遣企業が労働者の預託金を返還しなかったことにより紛争が発生した場合、労働者は労働・傷病兵に不服申立書を送付することができる。労働者による不服申立書を受領した日から 30 日以内に、労働・傷病兵・社会省は、派遣企業が労働者に預託金を返還するよう要求する。
5. 労働者がベトナム人労働者海外派遣契約に違反した場合、労働者の預託金は、派遣企業の損害を賠償するために商業銀行により使用される。労働者の預託金が残存する場合、当該残存金を労働者に支払わなければならない。労働者の預託金が不足する場合、労働者は追加に支払わなければならない。
6. 政府は、労働市場毎に応じて労働者の預託金の上限、管理及び使用を詳細に規定する。

第27条 派遣企業の権利及び義務

1. 派遣企業は以下の権利を有する。
 - a) 本法第 9 条に定める内容を実施すること。
 - b) 本法の定めるところにより、ベトナム人労働者海外派遣契約の履行を保証するために労働者と手数料、預託、保証について合意することができる。
 - c) 労働者が労働契約を終了させた日から、派遣企業が 150 日以内に書留郵便で 3 回に通知したものの、労働者本人又は労働者による委任を受けた者が契約の終了の実施に来なかった場合又は労働者が労働契約の期間を延長したが、ベトナム人労働者海外派遣契約に定める権利及び義務を実施しなかった場合、派遣企業は労働者海外派遣契約を一方的に終了させること。
 - d) ベトナム人労働者海外派遣における法令違反の決定又は行為に対して不服申立又は訴訟をすること。
2. 派遣企業は、以下の義務を有する。
 - a) 本法第 15 条第 2 項、第 17 条、第 20 条、第 28 条、第 29 条及び第 30 条に定める義務を実施すること。
 - b) 派遣企業のウェブサイトにおいて所有者の資本、労働者海外派遣事業の実施のための預託口座、法定代表者、専門職員一覧、本社所在地、海外派遣前の労働者に対する志向的教育を実施するための物的施設及び付属事業所に対する労働者海外派遣事業の実施の委任決定を掲載し、これらの情報が変更された場合はアップデートすること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- c) 労働者が企業の労働者資源の準備に参加した場合に当該労働者を採用することを書面により誓約すること（ある場合）、労働者及び労働者の選定を実施する地方機関に対して、労働者提供契約の内容に従った選定労働者の数、選定基準・条件及び労働者の権利・義務に関する情報を正確に提供すること、労働者を直接に選定し、労働者から選定費用を徴収しないこと、労働者選定の結果を公開に周知すること、並びに、管轄機関により承認された契約に定める内容を正しく実施すること。
- d) 本法の定めるところにより、海外派遣前に、労働者に対して志向的教育及びその終了証明書の発行を実施すること、並びに、社会保険に関する法令の定めるところにより労働者が社会保険に加入するよう案内すること。
- d) 労働者が海外派遣のために採用された後、出国待機期間について書面により誓約すること。但し、当該出国待機期間は、労働者が採用された日から多くても6ヶ月以内でなければならない。
- e) 派遣企業により海外へ派遣される労働者を管理し、当該者の適法な権利・利益を保護すること、労働・傷病者・社会省の定めるところにより海外派遣労働者の管理・サポートを行う専門職員がいること、並びに、海外派遣期間中に労働者が悪用され、暴力又は差別を受けたとき、労働者が法的支援を必要とした場合、法的支援が提供できることを保証すること。
- g) 海外派遣労働者に関する紛争を解決するために、管轄機関の要求を実行し、労働者受入海外側と協力すること、及び労働者が死亡し、労働災害を被った、職業病に罹患した、若しくは生命・健康・名誉・財産に侵害された場合、又はベトナム若しくは受入国が緊急事態を宣言した場合に発生する問題を解決すること。
- h) 法令の定めるところにより、労働者に対して派遣企業が与えた損害を賠償すること及び労働者が適法に労働契約を終了させた日から180日以内に当該労働者とベトナム人労働者海外派遣契約を終了させること。
- i) 労働者の帰国の際に相談、支援をすること。
- k) 本法の定めるところにより海外労働助成基金に納付すること。
- l) 6ヶ月、1年毎又は随時的に労働・傷病者・社会省に契約によるベトナム人労働者海外派遣事業の状況を報告し、並びに、省レベル人民委員会に所属する労働専門機関に労働者資源の準備（ある場合）、地方における労働者選定の結果及び海外派遣される労働者数を報告すること。
- m) 派遣企業により海外派遣される労働者一覧を報告し、及び、発生する問題を解決するために、海外におけるベトナムの外交代表機関、領事代表機関の要求を実行すること。

第28条 許可書の返却又は撤回の場合における派遣企業の責任

1. 本法第 16 条の定めるところにより、許可書を返却し又は撤回された場合、派遣企業は新規の労働者提供契約の登録、新規のベトナム人労働者海外派遣契約の締結をしてはならず、当該派遣企業により海外派遣中の労働者に対する義務を引き続き履行し及び当該は派遣企業が選定し、志向的教育を実施している労働者に関する問題を解決する責任を負う。
2. 許可書の期間が満了した、許可書を更新されなかった、許可書を返却した、又は許可書を撤回された場合における派遣企業の預託金の管理及び使用は本法第 25 条の定めるところによる。
3. 許可書の期間が満了した、許可書を更新されなかった、許可書を返却した、又は許可書を撤回された場合における労働者の預託金の管理及び使用は本法第 26 条の定めるところによる。

第29条 解散の場合における派遣企業の責任

1. 派遣企業は、有効している労働者提供契約、ベトナム人労働者海外派遣契約に定める全ての義務を履行し、及び、法令の定めるところにより全ての債務を弁済した後にのみ、解散することができる。
2. 解散決定が可決された日から 6 営業日以内に、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に対して、当該派遣企業により海外へ派遣されている労働者の状況、並びに、有効している労働者提供契約及びベトナム人労働者海外派遣契約に定める義務の履行計画について報告しなければならない。
3. 派遣企業は、許可書を有する他の派遣企業と、有効している労働者提供契約、ベトナム人労働者海外派遣契約に定める権利及び義務の譲渡計画の作成について合意することができる。その場合、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に当該譲渡計画を報告する。他の派遣企業に権利及び義務を譲渡する場合、本法第 26 条に定める労働者の預託金及び保証義務の履行のための担保財産は、譲り受けた派遣企業に引渡される。譲渡が完了した後に、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省及び海外の労働者受入先に通知しなければならない。
4. ベトナム人労働者海外派遣契約に定める全ての義務を履行した後に、派遣企業は残存する預託金をその他の債務弁済のために使用することができる。

第30条 破産の場合における派遣企業の責任

1. 裁判所が破産手続開始決定を下した日から 6 営業日以内に、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に対して、当該企業により海外へ派遣されている労働者の状況、並びに、有効している労働者提供契約及びベトナム人労働者海外派遣契約に定める派遣企業の義務の履行計画について報告しなければならない。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

2. 裁判所による破産手続開始決定が下される日から経営活動再建手続停止の決定が下される日までに、派遣企業は、契約の締結、労働者の選定及び労働者の海外派遣を停止しなければならない。
3. 裁判所が財産清算手続開始決定を下した場合における労働者提供契約及びベトナム人労働者海外派遣契約に定める権利及び義務の譲渡は、以下のとおりである。
 - a) 派遣企業は、許可書を有する他の派遣企業と、有効している労働者提供契約及びベトナム人労働者海外派遣契約に定める権利及び義務の譲渡計画の作成について合意することができる。その場合、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に当該譲渡計画を報告しなければならない。

他の派遣企業に権利及び義務を譲渡する場合、労働者の預託金及び保証義務の履行のための担保財産は、譲り受けた派遣機関に引渡される。権利及び義務の譲渡が完了した後に、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省及び海外の労働者受入先に通知しなければならない。

- b) 派遣企業が他の企業と権利及び義務の譲渡について合意できなかった場合、労働・傷病兵・社会省が本法の定めるところにより、当該派遣企業により海外へ派遣されている労働者の権利及び義務を解決するために、派遣企業は、労働・傷病兵・社会省に対して当該海外派遣労働者に関する書類、労働者の預託金、保証義務の履行のための担保財産、及び労働者の出国前に徴収した手数料を引渡す。

第2節 労働者を海外へ派遣する工事・プロジェクトの落札又は請負の企業

第31条 ベトナム人労働者海外派遣をする工事・プロジェクトの落札又は請負の企業に対する条件

1. 海外における工事・プロジェクトの落札又は請負契約を有すること。
2. 海外派遣ベトナム人労働者の使用及び管理の計画を有し、本法第 32 条の定めるところにより労働・傷病兵・社会省に報告すること。
3. 企業で働いているベトナム人労働者を落札・請負契約に基づく海外における工事・プロジェクトに従事させること。

第32条 ベトナム人労働者海外派遣に関する報告

1. ベトナム人労働者を海外へ派遣する日より少なくとも 15 日前までに、工事・プロジェクトの落札又は請負企業は、労働・傷病兵・社会省に、本条第 2 項の定める労働者海外派遣に関する計画（海外における工事・プロジェクトの落札又は請負の契約の写しを添付すること）について報告しなければならない。
2. 本条第 1 項に定める計画は、海外派遣労働者の使用及び管理（具体的には、派遣労働者の数・性別、派遣職種・業種、派遣期間、勤務時間、休憩時間、賃金、住居・生活条件、

健康診断・治療、社会保険及び労働者に関連するその他の待遇を明確に記載する。) 及び不可抗力の場合における労働者を帰国させることを含む。

3. ベトナム人労働者海外派遣に関する計画書を受領した日から 6 営業日以内に、労働・傷病兵・社会省は、書面により意見を示さなかった場合、企業は、ベトナム人労働者を海外で落札又は請負する海外におけるプロジェクト・工事に派遣することができる。
4. ベトナム人労働者を海外へ派遣した日から遅くとも 15 営業日以内に、落札・請負企業は、企業の海外におけるプロジェクト・工事に派遣されているベトナム人労働者一覧を労働・傷病兵・社会省及び派遣国におけるベトナムの外交代表機関、領事代表機関に報告しなければならない。

第33条 ベトナム人労働者を海外へ派遣する工事・プロジェクトの落札・請負企業の権利及び義務

1. 企業の落札又は請負する海外におけるプロジェクト・工事において勤務する労働者の勤務条件、住居・生活条件、権利及び待遇に関する情報を十分かつ正確に提供すること。
2. 海外派遣前に、労働者に対して志向的教育及びその終了証明書の発行を実施すること。
3. 労働者を直接に海外へ派遣し、海外派遣労働者を管理すること。
4. ベトナム法令及び労働者が派遣される国の法令の定めるところにより、賃金、勤務条件、住居・生活条件、社会保険について労働者と書面により合意することができるが、これらの待遇はベトナム法令の規定より下回ってはならないこと。
5. 労働者が定期的に出産にあたるヘルスクエアを含む健康診断を受け、労働者が病気に罹患し又は事故に遭遇した場合、健康診断・治療を受けられることを保障すること。労働者が海外勤務の継続不能となった場合、企業は労働者を帰国させ、労働者の帰国に関する費用を負担すること。
6. 企業は、海外派遣期間中に労働者が死亡した場合、当該労働者の遺体を母国に搬送し、その費用を負担し、及びベトナムの法令の定めるところによりその他の損害又は手当を支払うこと。
7. 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事代表機関に報告し、当該各機関と協力し、海外派遣期間中、労働者を管理し、並びに、当該労働者の適法な権利及び利益を保護すること。
8. 落札又は請負契約の履行が完了した後又は労働・傷病兵・社会省の要求により随時的に報告すること。
9. ベトナム又は労働者が派遣される国の管轄機関が緊急事態を宣言した場合において発生する問題を解決するために、海外側及び管轄機関と協力すること。

第3節 ベトナム人労働者海外派遣を実施する海外へ投資する組織、個人

第34条 ベトナム人労働者の海外派遣をする外国へ投資するベトナム組織・個人に対する条件

1. 外国への投資登録証明書を有すること。
2. 海外派遣ベトナム人労働者の使用、管理に関する計画を有し、本法第 35 条の定めるところにより労働・傷病兵・社会省に報告すること。

第35条 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する報告

1. 労働者を海外へ派遣する日より少なくとも 15 日前までに、海外へ投資するベトナム組織・個人は、労働・傷病兵・社会省に、契約によるベトナム人労働者海外派遣の計画（海外への投資登録証明書の写しを添付すること。）について報告しなければならない。
2. 労働者の使用、管理に関する計画は、労働者の使用及び管理（具体的には、派遣労働者の数・性別、派遣分野・職種、派遣期間、勤務時間、休憩時間、賃金、住居・生活条件、健康診断・治療、社会保険及び労働者に関連するその他の待遇を明確に記載する。）及び不可抗力の場合における労働者を帰国させることを含む。
3. ベトナム人労働者海外派遣に関する計画書を受領した日から 6 営業日以内に、労働・傷病兵・社会省は、書面により意見を示さなかった場合、海外へ投資するベトナム組織・個人は、報告した計画書に従いベトナム人労働者を海外へ派遣することができる。
4. ベトナム人労働者を海外へ派遣した日から遅くとも 15 営業日以内に、海外へ投資するベトナム組織・個人は、海外派遣ベトナム人労働者一覧を労働・傷病兵・社会省及び派遣国におけるベトナム外交代表機関、領事代表機関に報告しなければならない。

第36条 ベトナム人労働者の海外派遣を実施する海外へ投資するベトナム組織・個人の権利及び義務

1. 海外派遣前に労働者に対して志向的教育及びその終了証明書の発行を実施すること。
2. 労働者を直接に海外へ派遣し、海外派遣労働者を管理すること。
3. 労働者受入国及び国際商業組織がコミットメントしているサービス業種における企業内人事異動の場合を除き、労働者とベトナム人労働者海外派遣契約と締結すること。ベトナム人労働者海外派遣契約は、本法第 22 条第 3 項に定める内容を含まなければならないこと。
4. 労働者が労働契約を終了させた日から 150 日以内に、労働者とベトナム人労働者海外派遣契約を終了させること。
5. 労働者の権利を保護し、ベトナム人労働者海外派遣契約に基づき発生する問題を解決することを保証すること。
6. 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事代表機関と協力し、海外派遣期間中、労働者の管理、並びに、当該労働者の適法な権利及び利益を保護すること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

7. 労働・傷病兵・社会省の要求に基づき、随時的にベトナム人労働者海外派遣の実施状況を報告すること。
8. ベトナム又は労働者が派遣される国の管轄機関が緊急事態を宣言した場合において発生する問題を解決するために、海外側及び管轄機関と協力すること。

第4節 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業

第37条 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業に対する条件

1. 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣を実施するために、海外の実習生受入先との実習労働者受入契約を有する（以下「実習労働者受入契約」という。）こと。当該契約は、本法第38条第1項及び第2項に適合し、管轄国家機関で登録されなければならないこと。
2. 政府の定めるところにより実習労働者受入契約を履行するために預託金を有すること。
3. 実習労働者受入契約に基づき海外受入先へ派遣できるのは、その企業と労働契約を締結した労働者のみであること。
4. 海外へ派遣されるベトナム人労働者が従事しようとする職種、業種は、企業の生産分野、経営分野に適合しなければならないこと。

第38条 実習労働者受入契約、職業訓練契約

1. 実習労働者受入契約とは、企業と海外の実習労働者受入先との間の書面による合意であり、技能実習形態によるベトナム人労働者の提供及び受入れに関する両当事者の権利及び義務を規定するものをいう。
2. 実習労働者受入契約は、ベトナム及び受入国の法令に適合しなければならない。かつ以下の内容を含まなければならない。
 - a) 実習期間
 - b) 技能実習形態による海外派遣ベトナム人労働者の数、実習職種・業種（性別毎に）
 - c) 実習先
 - d) 実習条件、環境
 - d) 実習時間、休憩時間
 - e) 労働安全及び保護
 - g) 賃金、収入
 - h) 住居・飲食・生活条件。
 - i) 健康診断・治療
 - k) 社会保険
 - l) 契約期間満了前の解約の条件及び損害賠償責任
 - m) ベトナムから実習先までの往復の旅費の支払い責任。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- n) 海外派遣中に労働者が死亡した場合における各当事者の責任
 - o) 紛争解決
 - p) 法令及び社会的道徳に反しないその他合意
3. 企業と労働者との間の職業訓練契約は、労働法及び実習労働者受入契約の内容に適合し
なければならない。

第39条 実習労働者受入契約の登録

- 1. 実習労働者受入契約は、以下のとおりに登録されなければならない。
 - a) 90 日以下の期間の技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣を実施する企業は、企業の本社が所在する地域の省レベルの人民委員会に所属する労働専門機関において実習労働者受入契約を登録する。
 - b) 90 日を超えた期間の技能実習形態による労働者海外派遣を実施する企業は、労働・傷病兵・社会省において実習労働者受入契約を登録する。
- 2. 適法な書類を受領した日から 6 営業日以内、本条第 1 項に定める管轄国家機関は、企業に対して書面により実習労働者受入契約の登録内容について回答しなければならない。

第40条 実習労働者受入契約の登録書類

- 1. 実習労働者受入契約の登録申請書
- 2. 実習労働者受入契約の写し及びそのベトナム語翻訳版
- 3. 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣が受入国の法令に適合することを証明できる書類
- 4. 企業登録証明書の写し及び本法の第 37 条第 2 項の定めるところにより預託していることを証明できる書類

第41条 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業の権利及び義務

- 1. 企業は以下の権利を有する。
 - a) 職業訓練契約に基づき、労働者に対して、労働者が与えた損害を賠償することを請求すること。
 - b) 契約によるベトナム人労働者海外派遣における不法決定又は行為に対して不服申立て又は訴訟をすること。
- 2. 企業は以下の義務を有する。
 - a) 労働者に対して、技能実習形態による海外派遣ベトナム人労働者の条件に関する情報を公開的かつ十分に提供すること。
 - b) 技能実習形態によりベトナム人労働者を海外へ派遣する前に、職業訓練契約を締結すること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- c) 技能実習形態によりベトナム人労働者を海外へ派遣する前に、受入国の要求を満たすために、ベトナム人労働者に対して志向的教育を実施すること。
- d) 企業が技能実習形態により海外へ派遣する労働者を管理し、並びに当該者の適法な権利及び利益を保護すること。
- d) 労働者が死亡し、労働災害を被った、職業病に罹患した、若しくは生命・健康・名誉・財産に侵害された場合に発生する問題及び派遣労働者に関する紛争を解決するために、実習労働者受入先と協力すること。
- e) 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事代表機関と協力して、技能実習形態による海外派遣ベトナム人労働者を管理し、並びに、当該者の適法な権利及び利益を保護すること。
- g) 技能実習形態による海外派遣ベトナム人労働者との職業訓練契約を終了させること。
- h) 法令及び締結した契約に基づき、企業が与えた損害を賠償すること。
- i) 労働者が海外における技能実習期間中に得た知識に応じた業務に従事できるように配置すること。
- k) 企業が解散又は破産した場合、法令の定めるところにより、技能実習形態による海外派遣ベトナム人労働者の権利を解決すること。
- l) 労働・傷病兵・社会省の定めるところにより、本法第 39 条 1 項に定める実習労働者受入契約の登録された国家機関に報告すること。
- m) ベトナム又は受入国の管轄機関が緊急事態を宣言した場合、受入先及び当該国管轄機関と協力して発生した問題を解決すること。

第5節 ベトナム人労働者海外派遣を実施する事業体

第42条 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する事業体に対する条件

1. 以下のとおり、国際条約・協定を実施するために、大臣、省庁同等機関の長、政府所属機関の長又は県若しくは中央直轄市の人民委員会委員長によりベトナム人労働者海外派遣の実施の任務を与えられること。
 - a) 省、省庁同等機関、政府所属機関は、労働・傷病兵・社会省の同意を得た後に、1つの事業体のみに対してベトナム人労働者海外派遣事業を実施する任務を与えることができること。
 - b) 県レベル又は中央直轄市の人民委員会は、労働・傷病兵・社会省の同意を得た後に、雇用の国家管轄機関により設立された雇用サービスセンターに対してベトナム人労働者海外派遣の実施の任務を与えることができること。
2. 事業体の主導者は、大学以上の学位を有し、及び、ベトナム人労働者海外派遣、国際協力又は雇用サービスの分野において少なくとも3年の勤務経験を有する者であること。
3. 事業体を実施する契約によるベトナム人労働者海外派遣は非営利活動であること。

第43条 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する事業体の権利及び義務

1. 事業体は、以下の権利を有する。
 - a) 労働者資源の準備を実施し、労働者の選定及び教育、並びに契約により労働者を海外へ派遣すること。
 - b) 国際条約又は協定に基づき、労働者受入海外側と労働者提供契約を締結し、及び労働者と本法第22条3項に定めるベトナム人労働者海外派遣契約を締結すること。
 - c) 本法の定めるところにより、労働者と契約履行の担保措置について合意すること。
 - d) 法令の定めるところにより、労働者に対して、労働者が与えた損害を賠償することを請求すること。
 - d) 契約によるベトナム人労働者海外派遣における不法決定又は行為に対して不服申立て又は訴訟をすること。
 - e) 契約に違反した労働者が帰国しなかった又は労働者が労働契約を終了させた日から150日以内に事業体が既に書留郵便で3回に通知したものの、労働者本人又は労働者による委任を受けた者が契約の終了を実施に来なかった場合、労働者海外派遣契約を一方的に終了させること。
2. 事業体は、以下の義務を有する。
 - a) ベトナム人労働者を海外へ派遣する日より少なくとも15営業前までに、労働・傷病兵・社会省及び事業体の所属する管轄機関に対して、契約によるベトナム人労働者海外派遣の実施について報告する（労働者提供契約を添付すること（ある場合））こと。
 - b) 労働者の権利及び義務、並びに契約による海外派遣ベトナム人労働者に関するその他の情報を十分かつ正確に提供すること。
 - c) 労働・傷病兵・社会省の規定の定めるところにより、労働・傷病兵・社会省、及び契約によるベトナム人労働者海外派遣の実施の任務を与えた省庁、省庁同格機関、政府属機関、省レベル又は中央直轄市の人民委員会に対して、ベトナム人労働者海外派遣の状況を定期的又は随時に報告すること。
 - d) 国際条約・協定、及び本法の定めるところにより、海外派遣前に、労働者に対して志向的教育及び終了証明書の発行を実施すること。
 - d) 海外におけるベトナムの外交代表機関、領事代表機関と協力し、契約による海外派遣ベトナム人労働者を管理し、及び適法な権利及び利益を保護し、並びに、発生する問題を解決すること。
 - e) 労働契約が終了した日から150日以内に、労働者とのベトナム人労働者海外派遣契約を終了させること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- g) ベトナム又は受入国の管轄機関が緊急事態を宣言した場合、受入先及び管轄機関と協力し、発生した問題を解決すること。

第3章 契約による海外派遣ベトナム人労働者

第1節 派遣企業、事業体、又は海外へ投資する組織・個人との契約により海外へ派遣されるベトナム人労働者

第44条 派遣企業、事業体、海外へ投資する組織・個人との契約により海外へ派遣されるベトナム人労働者に対する条件

1. 十分な民事行為能力を有すること。
2. 海外労働は本人の意思決定によるものであること。
3. ベトナムの法令及び受入国の要求に基づいて健康が良好であること。
4. 受入国の要求に基づき、言語レベル、専門知識、技術、技能及びその他の条件を満たすこと。
5. 海外へ派遣される前に、労働者を対象とした志向的教育の終了証明書を有すること。
6. ベトナム法令の定めることにより、出国禁止、出国停止の対象者ではないこと。

第45条 契約による海外派遣ベトナム人労働者の書類

1. 海外派遣を希望する労働者は、派遣企業、事業体又は海外へ投資する組織・個人に海外派遣申請書類を提出しなければならない。
2. 契約による海外派遣ベトナム人労働者の書類は以下のものを含む。
 - a) 海外派遣申請書
 - b) 居住地の村・区・町級人民委員会又は労働者の管理機関・組織により承認される労働者の履歴書
 - c) 権限を有する医療機関により発行される健康診断書
 - d) 志向的教育終了証明書
 - d) 受入国の要求に応じた外国語資格、専門知識及び技能の習得証明書、他の書類

第46条 派遣企業により海外へ派遣される労働者の権利及び義務

1. 本法第6条に定める権利及び義務
2. 派遣企業とベトナム人労働者海外派遣契約を締結すること。
3. 派遣企業がベトナム人労働者海外派遣契約に違反した場合、損害賠償を受けられること。
4. 受入国の法令の定めるところにより、労働契約を更新し又は新規の労働契約を締結すること。
5. 本法第24条に定める手数料の上限を超えない範囲で、派遣企業と合意した手数料を支払うこと。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

6. ベトナム人労働者海外派遣契約の実施を確保するために、派遣企業との合意に基づき、預託又は保証者を紹介すること。
7. 労働契約が終了した日から 150 日以内に、派遣企業とベトナム人労働者海外派遣契約を終了させること。
8. 帰国日から 30 日以内に、情報更新、職業・スタートアップのための支援、及び家族・社会に溶け込めるための社会心理的カウンセリングへのアクセスのために、派遣される前の居住地の地方機関に報告すること。

第47条 海外における工事・プロジェクトの落札若しくは請負企業、又は海外へ投資するベトナム組織・個人により海外へ派遣されるベトナム人労働者の権利及び義務

1. 本法第 6 条に定める権利及び義務
2. ベトナム及び受入国の法令の定めるところにより、海外派遣中における勤務条件、住居・生活条件、賃金、保険及びその他の権利・待遇について、海外におけるプロジェクト・工事の落札若しくは請負企業、又は海外へ投資する組織・個人と合意すること。
3. 海外におけるプロジェクト・工事の落札若しくは請負企業、又は海外へ投資する組織・個人が本法本条第 2 項に定める合意に違反した場合、損害賠償を受けられること。
4. 海外へ投資する組織・個人と労働海外派遣契約を終了させること。

第48条 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣を実施する企業により海外へ派遣される労働者の権利及び義務

1. 本法第 6 条に定める権利及び義務。
2. 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業と職業訓練契約を締結すること。
3. 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業が職業訓練契約に違反した場合、損害賠償を受けること。
4. 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業と職業訓練契約を終了させること。
5. 技能実習形態によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業に再び受け入れられ、労働者が海外における技能実習期間中に得た知識に応じた業務に従事できるように配置されること。

第49条 事業体により海外へ派遣される労働者の権利及び義務

1. 本法第 6 条第 4、8 項及び第 46 条に定める権利及び義務
2. 事業体とベトナム人労働者海外派遣契約を締結すること。
3. 本法の定めるところにより、事業体と契約履行の担保措置について合意すること。
4. 事業体がベトナム人労働者海外派遣契約に違反した場合、損害賠償を受けること。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-law.com

5. 本法第 43 条第 1 項 d 号に定める金員を支払うこと。
6. 労働契約が終了した日から 150 日以内に、事業体とベトナム人労働者海外派遣契約を終了させること。

第2節 個人労働契約による海外派遣ベトナム人労働者

第50条 個人労働契約による海外派遣ベトナム人労働者に対する条件

1. 本法第 44 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 6 項に定める条件を満たすこと。
2. 本法第 53 条の定めるところにより労働契約を締結していること。
3. 本法第 53 条第 2 項の定めるところにより、労働者の居住地の省レベル人民委員会に所属する労働専門機関で労働契約を登録したこと。

第51条 労働者の権利及び義務

1. 労働者が以下の権利を有する。
 - a) 省レベル人民委員会に所属する労働専門機関、海外におけるベトナム外交代表機関、領事代表機関に、契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する政策、法令についての情報を提供されること。
 - b) 海外派遣期間中、ベトナム及び受入国の法令、及び国際法・慣行の定めるところにより、海外におけるベトナム外交代表機関、領事代表機関により自らの適法な権利・利益を保護され、並びに個人契約に定める権利を享受できるように支援を受けること。
 - c) 本法及び関連するその他の法令の定めるところにより、海外労働助成基金からの権利を受けること。
 - d) ベトナム及び受入国の法令の定めるところにより、賃金、報酬、収入及びその他の財産をベトナムへ送ること。
 - d) 受入国の法令の定めるところにより、労働契約を更新し又は新規の労働契約を締結すること。
2. 労働者が以下の義務を有する。
 - a) 労働契約を登録すること。
 - b) 労働契約に定める内容及び職場の就業規則を実施すること。
 - c) ベトナム法令の定めるところにより社会保険に、受入国の法令の定めるところにより各種の保険に加入すること。
 - d) ベトナム及び受入国の法令及び二重課税排除に関するベトナムとその受入国との間の協定（ある場合）の定めるところにより、個人所得税を納付すること。
 - d) 本法の定めるところにより、海外労働助成基金に納付すること。
 - e) 受入国におけるベトナムの外交代表機関又は領事代表機関で公民登録を行うこと。

第52条 労働契約

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

1. 労働契約とは、報酬のある業務、賃金、労働条件、労働関係における各当事者の権利及び義務に関する労働者と海外使用者との間の合意をいう。
2. ベトナム人労働者と海外使用者との間の労働契約の内容は、ベトナム及び受入国の法令に適合しなければならない。当該契約は、以下の主要な内容を含む必要がある。
 - a) 職種、業種、業務
 - b) 契約の期間
 - c) 勤務地
 - d) 勤務時間、休憩時間
 - d) 賃金、報酬、時間外労働の割増賃金
 - e) 健康診断・治療
 - g) 社会保険
 - h) 海外勤務中に、労働者が死亡した場合における使用者の責任
 - i) 紛争解決

第53条 労働契約登録の書類及び手続き

1. 労働契約登録の申請書類は以下のものを含む。
 - a) 労働契約の写し及びそのベトナム語翻訳版
 - b) 公民証明書又はパスポートの写し
 - c) 労働者の居住地の村・区・町級人民委員会又は労働者の管理機関・組織により承認された履歴書
2. 適法な書類を受領した日から5営業日以内に、省レベル人民委員会に所属する労働専門機関が労働者の労働契約の登録を承認する。

第54条 出国後の労働契約の締結

1. 出国した後適法に労働契約を締結したベトナム公民は、ベトナムの該当管轄機関に対してその労働契約の締結に関するオンライン登録を行い、並びに本法に定める権利及び義務を実施する限り、本法の定めるところにより権利及び利益を享受することができる。
2. 政府は、本条の詳細を規定する。

第3節 契約による海外派遣ベトナム人労働者の保証

第55条 保証者に対する条件

1. 十分な民事行為能力を有すること（保証者は個人である場合）。
2. ベトナム人労働者海外派遣契約に定める義務を履行できるための経済力を有するものである。

第56条 保証範囲

1. 保証は以下の場合において行われる。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- a) ベトナム人労働者海外派遣契約に基づき派遣企業により海外へ派遣されるベトナム人労働者が、預託をしていなかった又は本法第 26 条に定める預託金の全額を納入することができなかった場合。
- b) ベトナム人労働者海外派遣契約に基づき、事業体により海外へ派遣されるベトナム人労働者がその事業体に保証を要求された場合。
2. 保証者は、派遣企業、事業体と当該企業又は事業体に対する労働者の義務の一部又は全部を保証することについて合意する。
3. 保証者が義務を正しく履行しなかった場合、派遣企業又は事業体は、保証者に対して違反された義務の履行及び損害賠償の請求をすることができる。
4. 本法の規定に違反したことにより労働者が罰金である行政処分措置を適用されたものの、法的期限中に当該行政処分措置適用決定を執行しなかったとき、本法第 58 条に定める保証契約において両当事者が罰金の納付について合意した場合、保証者は労働者に対する罰金を支払う責任を負う。

第57条 保証義務の履行期間

保証義務の履行期間は、保証者及び派遣企業又は事業体の合意によるものである。当該事項を合意できなかった場合、保証者は、派遣企業又は事業体から保証義務履行に関する通知を受領した時から、派遣企業又は事業体により指定された適切な期間内に保証義務を履行しなければならない。

第58条 保証契約

1. 保証契約は書面により作成されなければならない。
2. 保証契約は以下の内容を含まなければならない。
 - a) 保証範囲：労働者がベトナム人労働者海外派遣契約に違反したことにより派遣企業又は事業体に対して損害を与えたものの、損害賠償の義務を履行しなかった又は十分に履行しなかった場合、保証者は当該賠償義務を履行しなければならないこと。
 - b) 保証契約の両当事者の権利及び義務
 - c) 保証義務の履行期間。
3. 司法大臣と意見交換した後に、労働・傷病兵・社会大臣は、保証契約の内容及び終了について詳細に規定する。

第59条 保証義務履行の担保措置

1. 派遣企業又は事業体は、保証人と保証義務の履行の財産による担保措置について合意することができる。
2. 財産による担保措置の適用は、別除の書面又は保証契約に記載されなければならない。
3. 保証義務の履行の財産による担保措置の確立及び実施は、法令の定めるところによる。

第4節 帰国後の労働者に対する政策

第60条 就職の支援

1. 帰国した労働者の知識及び技能を發揮できることを目指し、人民委員会が当該帰国した労働者に対して就職に関する情報へのアクセスを支援できるように、労働・傷病兵・社会省は毎年省レベル人民委員会に帰国する労働者に関する情報を提供する。
2. 省レベル又は中央直轄市の人民委員会は、地方の社会・経済的状況及び予算に基づき、同級人民評議会に対して海外へ派遣される労働者及び帰国した労働者を対象とした支援政策を提案する。
3. 派遣企業又は事業体は、帰国した労働者に向けて自らのウェブサイト地方の職業紹介情報及び就職ウェブサイトに関する情報を掲載し、並びに、当該労働者の就職情報へのアクセスを支援する。

第61条 社会へと溶け込みの支援

帰国した労働者が社会に溶け込めるために、組織又は個人が労働者の社会心理へアクセスを支援することを促進する。

第4章 労働者に対する職業訓練、外国語教育、志向的教育

第62条 職業訓練、外国語教育、志向的教育の実施の目的

労働者に対する職業訓練、外国語教育及び志向的教育は、海外へ派遣される労働者が労働市場の要求に応じた法的知識、外国語能力、職業の技能及びその他の必要な知識を身に着けることを目的とする。

第63条 契約による海外派遣ベトナム人労働者に対する職業訓練、外国語教育

労働者が海外の労働者受入先の要求を満たすために、契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する派遣企業又は事業体は、労働者に対する職業訓練及び外国語教育を実施するために労働者と合意する。

第64条 職業訓練機関に対する政策

労働者が労働者受入先の技能、技術、言語能力に関する要求を満たすために、海外へ派遣されるベトナム人労働者の質、当該者向けの訓練質を向上させるべく、国家は、職業訓練機関を対象とした施設、設備、訓練プログラム、教材及び教師をめぐる投資政策を採る。

第65条 志向的教育

1. 志向的教育は以下の内容を含む。
 - a) ベトナムの伝統及び文化
 - b) ベトナム及び受入国の労働法令、刑法令、民事法令、行政法令に関する基本的な内容。
 - c) 派遣企業若しくは事業体、又は海外へ投資する組織若しくは個人と海外派遣労働者との契約の内容
 - d) 労働の規則及び労働安全・衛生

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- d) 受入国の習慣及び文化
 - e) 勤務及び生活におけるマナー
 - g) 交通手段の使用、日常生活に必要な設備・道具の購入
 - h) 労働の強要、人身取引の基本的知識、並びに、性的及びジェンダーに基づく暴力の防止・対応
 - i) 海外派遣期間中に注意又は予防すべき事項
2. 派遣企業、事業体及びベトナム人労働者海外派遣をする海外へ投資する組織・個人は、労働者を海外へ派遣する前に、志向的教育及びその終了証明書の発行を実施する責任を負う。
 3. 労働・傷病兵・社会大臣が志向的教育のプログラム、期間、並びに、終了証明書の様式及び有効期間を詳細に規定する。

第5章 海外労働助成基金

第66条 海外労働助成基金

1. 海外労働助成基金は、法人資格を有し、国家予算に属しない基金であり、非利益の目的で運営され、独立的に計算するものである。
2. 海外労働助成基金は管理委員会により管理される。
3. 首相は、海外労働助成基金の設立及び当該基金の管理委員会の委員長・その他の委員を決定し、並びに、当該基金の運営、基金の管理・利用・管理費用、企業・労働者の納付、本法第 67 条 2 項に定める任務に対する費用を決定する。

第67条 海外労働助成基金の目的及び任務

1. 海外労働助成基金は、海外の労働市場の発展・拡大、労働者の質の向上、並びに、企業及び労働者のための問題解決を支援することを目的とする。
2. 海外労働助成基金は以下の活動を支援する任務を負う。
 - a) 海外派遣労働者に関するベトナムの法令に関する情報、並びに、労働者受入国の政策及び法令に関する情報を提供し、宣伝すること。
 - b) 新たな市場、職種及び業種を開発し、ベトナム労働人材についての宣伝を促進すること。
 - c) 海外派遣に興味を持ち、その申請を希望する労働者に向けてオンライン海外職業紹介活動を設定し、維持すること。
 - d) 海外へ派遣されるベトナム人労働者を対象とした言語能力、必要な知識の向上のための資料を作成し、提供し、契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を改善すること。
 - d) 労働者が労働災害を被った、職業病に罹患したことにより勤務を継続するために健康ではなく、やむを得ず契約期間満了前に帰国しなければならない場合、労働者が不可抗力事由により契約期間満了前に帰国しなければならない場合における労働者に対する支援。又は、労働者が派遣期間中に死亡し、失跡になった場合における当該労働者の親族に対する支援。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

- e) ベトナム人労働者が派遣される国・地域において天災、疫病、政治不安又は戦争が起こった場合におけるベトナム人労働者の生命及び適法な権利・利益を保護すること。または、契約によるベトナム人労働者海外派遣における法的紛争を解決すること。
- g) 労働者及び企業向けの契約によるベトナム人労働者海外派遣に関するホットライン、相談窓口を設定し、運営すること。
- h) 契約によるベトナム人労働者海外派遣において情報通信技術を適用すること。

第68条 海外労働助成基金の形成及び利用原則

- 1. 海外労働助成基金が以下のものから成る。
 - a) 企業の納付金
 - b) 労働者の納付金
 - c) その他の適法な納入金
- 2. 海外労働助成基金には、行政的事業の会計仕組みを適用され、2年毎に会計審査を実施され、毎年基金の運営及び会計審査の結果が労働・傷病兵・社会省のウェブサイトに公開的に掲載される。

第6章 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する国家管理

第69条 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する国家管理の内容

- 1. 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する政策、計画の立案、実施する。
- 2. 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する法令の立案、制定、施行、宣伝及び教育を実施する。
- 3. 契約による海外派遣ベトナム人労働者を対象とした志向的教育のプログラム及び教材について規定する。
- 4. 契約により海外へ派遣される労働者の管理、及び管理の指導を実施し、契約による海外派遣労働者の管理機構を設け、契約によるベトナム人労働者海外派遣事業における活動する派遣企業の専門職員及びその他の関係者を対象とした教育及び研修を実施する。
- 5. 労働者海外派遣における国際協力を実施し、労働者海外派遣に関する国際条約又は協定の締結を実施する。
- 6. 派遣企業に対する受入市場、職種、業種及び地域に関する基本的条件、労働者の海外派遣が禁止される地域及び職種について規定し、並びに、派遣企業又は事業体及び労働者に対して海外労働市場に関する情報を提供する。
- 7. 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する企業又は事業体を管理する。
- 8. 契約によるベトナム人労働者海外派遣における法令違反行為の審査及び処分を実施し、並びに、労働者海外派遣における紛争及び不服申立を解決する。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

9. 番号による海外派遣ベトナム人労働者の管理を実施し、契約による海外派遣ベトナム人労働者に関するデータベースを適用し、並びに、契約による海外派遣ベトナム人労働者に関する性別、民族、年齢、職種、賃金、地域及びその他の必要な情報を更新する。

第70条 契約による海外派遣ベトナム人労働者に関する国家管理責任

1. 政府は、契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する管理の体制を統一する。
2. 労働・傷病兵・社会省は、政府に対して、契約による海外派遣ベトナム人労働者の管理について責任を負い、当該省のウェブサイトにおいて契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する情報を提供し、公開する責任を負う。また、労働・傷病兵・社会省は、外務省と協力して、海外におけるベトナム外交表機関・領事代表機関に所属する労働者管理の担当公務員を配置する。
3. 省庁又は省庁同格機関は、任務又は権限の範囲内に、労働・傷病兵・社会省と協力し、政府の分担に従って海外派遣労働者の管理を実施する責任を負う。
4. 各級人民委員会は、政府の担当分担に従い、地方において海外派遣労働者の管理を実施する責任を負う。

第71条 海外におけるベトナム外交代表機関、領事代表機関の責任

1. 海外派遣ベトナム人労働者の適法な権利及び利益を保護し、並びに、行政違反処分に関する法令の定めるところにより海外派遣労働者の法令違反行為に対する処分を実施する。
2. 労働・傷病兵・社会省と協力して、所在国の市場、労働者の受入方法・政策を検討する。または、その市場への進出に関する情報、案内を企業に対して提供する。
3. 契約による労働者海外派遣における労働者の受入条件、契約の履行可能性の審査に関して、ベトナム管轄機関を支援する。
4. 海外における労働者の管理、及び当該者に関する問題の解決において、企業又は事業体の活動を案内し、支援する。
5. ベトナムの派遣企業又は事業体、海外へ投資する組織又は個人、及び現地の機関又は組織と協力し、法令違反行為を行った労働者を帰国させる。

第72条 契約によるベトナム人労働者海外派遣に関する審査

1. 労働・傷病兵・社会監査員は、契約によるベトナム人労働者海外派遣について監査する。
2. 契約によるベトナム人労働者海外派遣における監査員の組織、任務及び権限は、監査法の定めるところによる。

第7章 紛争解決及び違反処分

第73条 紛争解決

1. 労働者と派遣企業又は事業体との間の紛争は、当該当事者の契約及びベトナムの法令に基づき解決される。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平

sugita@century-law.com

2. 労働者と海外使用者との間の紛争は、当該当事者間の合意及び受入国の法令、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約、並びに、ベトナムの省庁、省庁同格機関、政府所属機関又は省級若しくは中央直轄市の人民委員会が外国と締結した国際協定に基づき解決される。
3. 契約によるベトナム人労働者海外派遣事業を実施する派遣企業若しくは事業体と労働者受入海外側又は仲介者との間の紛争は、当該当事者間の合意、ベトナム法令、受入国の法令、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約、及び、ベトナムの省、省庁同格機関、政府所属機関又は省・中央直轄市人民委員会が外国と締結した国際協定に基づき解決される。

第74条 違反処分

本法に違反する行為を行なった者は、違反行為の性質及び程度により懲戒、行政処分、刑事罰の処分のいずれかを適用される。当該法令違反行為により損害を与えた場合、当該違反行為を行った者は、法令の定めるところにより損害賠償をしなければならない。

第8章 施行条項

第75条 ベトナム人労働者海外派遣事業の許可書が発行された企業に対する条項

法律第 72/2006/QH11 号に基づく派遣企業に発行された許可書は、2023 年 7 月 1 日から失効となる。この場合、当該企業は、本法第 28 条に定める内容を実施する責任を負う。

第76条 職業法第 38 条 2 項の修正・追加

職業法第 38 条 2 項は以下のとおりに修正され、追加される。

『2. 国家管轄機関により設立される雇用サービスセンターは、本条第 1 項に定める任務を果たし、並びに以下の作業を行う。

- a) 権限のある国家機関が決定するために、失業保険受給の申請書類を受領すること。
- b) 労働・傷病兵・社会省の同意を得た後に、国際条約・協定を履行するために、省又は中央直轄市の人民委員会委任長により与えられた任務としてベトナム人労働者の海外派遣を実施すること。』

第77条 施行効力

1. 本法は 2022 年 1 月 1 日より施行される。
契約によるベトナム人労働者海外派遣法第 72/2006/QH11 号は本法が効力を有する日より効力を失う。
2. 本法が効力を有する日から、本法の規定に反しない、又は本法と比較して有利な権利、条件を労働者に保障する内容を有する締結済みの労働契約、ベトナム人労働者海外派遣契約、労働者提供契約は、引き続き実施することができる。ただし、各当事者がこの本法の規定に適合させるため、本法を適用するために修正・追加に合意した場合を除く。

翻訳についてのお問い合わせ先：センチュリー法律事務所 弁護士 杉田昌平
sugita@century-law.com

第78条 詳細規定、施行案内

政府、管轄機関が本法に委任される条文について詳細に規定する権限を有する。